\_\_\_\_\_

■ 種 別:個人

■ 法人名 :■ 役 職 :

■ 名 前 : 高橋優斗

\_\_\_\_\_

## ■コメント:

# (15)ヘッジ会計の見直し

公正価値ヘッジの会計処理の見直しについて、現時点で国際基準との差異が生じている。

更に国際基準が公正価値ヘッジの会計処理の見直しを検討していることから、まず国際的動向を 踏まえた上で日本においてどのように会計処理を見直す必要があるかを検討する必要があると 考えられる。

# そこで

1国際的な会計基準の動向を考える

#### 仮定

金融商品会計の複雑性低減の観点から、国際的に公正価値ヘッジの会計処理を置き換えることが考えられている。

幾つかの処理が検討されているが、その方法としては公正価値オプション適用拡大によるヘッジ 会計の代替、に向かうことが考えられる。

### 根拠

①会計上のミスマッチを修正する公正価値オプションと公正価値へッジは基本的考え方が共通 する。

しかも特別な会計処理として位置づけられるヘッジ会計と異なり、公正価値オプションによれ ば時価評価すべきものを時価評価するという理論に即した枠内で 企業の実態を財務諸表に表 示できる。

②現行の国際基準では非金融資産負債の公正価値変動について、公正価値オプションによるヘッジはできない。

しかし、多額のマネーが流入する商品等の非金融資産についても、金融商品と同様に時価の変動リスクがあることを鑑みる余地がある。

公正価値オプションの適用を認めて、煩雑な事務管理や厳格や用件の判断を要するヘッジ会計 を縮小すべきではないだろうか。

確かに公正価値適用の柔軟性を増せば複雑性が増大することも考えられるが、上述の事務管理 や要件判断の削減によるメリットを大きく上回ることはないのではないか。 企業・監査人・投資家、各参加者にとって一定のメリットがあると考える。

2日本基準における会計処理の見直しを考える

これに伴い公正価値ヘッジに対しては日本においても現行の繰延ヘッジ処理に変えて、公正価値 ヘッジを適用すべきではないか。

#### 理由

- ①確かに取得原価・実現主義は強固なものであるが、めまぐるしく資産価値が変化する現実の経済状況と照らし合わせて考えた場合に本来ならば損益に算入されるべきヘッジ手段に係る時価の変動を繰延べる方法では、経済的実態を適切に示すことができないのではないか。
- ②加えて、繰延ヘッジ損益は純資産の部に計上されるがこの点にも言及すべきである。

繰延ヘッジ損益はその他有価証券評価差額金など他の包括利益計算に含められる項目とは性質を異にする。

一般的に包括利益項目は将来に実現する損益の予備軍としての性質を有する反面、繰延ヘッジ 損益は将来にヘッジ対象から実現する損益と相殺されるものである。

このように、性質を異にする科目を純資産の部に計上することによって、投資家をミスリード する可能性も考えられるのではないか。

③現行基準においても、日本では国際的な会計基準のように公正価値オプションを認めていない。 現時点でも公正価値による測定は諸外国と大きな差異があり、更に国際的には公正価値オプションの適用拡大も考えられることに鑑みれば最低限、現時点での差異を埋める必要性を考える必要性が特に高いと考えられる。

# (16)合成商品会計の見直し

コンバージェンスの観点から、削除すべきであると考える。

例外規定が多数存在することがヘッジ会計の複雑性を増大させる原因となっている。

複雑性低減の国際的潮流に反する例外規定は削除すべきではないか。

確かにヘッジ対象・手段を一体として捉えることができる場合に現行の処理を行うことの妥当性 は認められるが、その意義は乏しい。

当該例外規定を削除したとしても、ヘッジの効果を会計に反映させることは可能であり、削除によるデメリットは少ないと考える。